

公立大学法人金沢美術工芸大学教育研究基金規程

平成23年4月1日

規程第83号

(基金の設置)

第1条 公立大学法人金沢美術工芸大学（以下「本学」という。）の教育研究の振興を図る資金に充てるため、金沢美術工芸大学教育研究基金（以下「基金」という。）を設ける。

(資金)

第2条 基金は、次の資金及びその運用益をもって充てる。

(1) 基金への寄附金（有価証券を含む。）

(2) その他理事長が定めるもの

(支出対象事業)

第3条 基金は、次の各号に掲げる事業の実施に要する経費に支出することができる。

(1) 教育の充実のために行う事業

(2) 修学の奨励や援助のために行う事業

(3) 社会活動のために行う事業

(4) 海外派遣のために行う事業

(5) 就職支援のために行う事業

(6) キャンパス環境の向上のために行う事業

(7) その他大学における教育研究の振興のために理事長が必要と認める事業

2 基金の使用は、理事会の意見を聞いて理事長が決定する。

(基金の運用)

第4条 基金の運用は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第43条各号に規定する範囲内の方法により、安全かつ効果的な運用を行うものとする。

(基金の管理)

第5条 基金は、公立大学法人金沢美術工芸大学教育研究基金委員会（以下「委員会」という。）が、公立大学法人金沢美術工芸大学会計規則の定めるところにより管理する。

2 委員会は、教育研究審議会委員をもって充てる。

(基金の元本の使用)

第6条 基金は、理事長が特に必要と認める場合には、理事会の意見を聞いて基金の元本を第3条第1項各号の事業に使用することができる。

(報告)

第7条 理事長は、基金の管理運用状況を事業年度毎に理事会へ報告しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。